

複数の者に対する行政指導個別票

| | |
|-------------------|---|
| 所管局部担当名 (電話番号) | 環境局環境管理部環境管理課(水環境保全グループ) (06-6615-7984) |
| 行政指導担当名 | 同上 |
| 行政指導の名称 | 帯水層蓄熱型冷暖房事業に供する建築物用地下水の採取の許可の申請に関する事前協議 |
| 関連する 他局の名称 | |
| 概要 | 申請予定者は、帯水層蓄熱型冷暖房事業に供する建築物用地下水の採取に係る揚水設備の設置工事(揚水に係る井戸用の掘削工事を含む。)に着手する日の30日前までに、市長への事前協議が必要です。 |
| 根拠となる要綱等 | 帯水層蓄熱型冷暖房事業に供する建築物用地下水の採取の許可手続き等に関する要綱第3条 (https://www.city.osaka.lg.jp/templates/kisoku_kohyo/kankyo/0000491564.html) |
| 行政指導指針 | <p>[要綱の概要]</p> <p>申請予定者は、揚水設備の設置工事(揚水に係る井戸用の掘削工事を含む。)に着手する日の30日前までに、市長への事前協議を行うものとします。</p> <p>○次の事項について記載した事前協議書を市長に提出し、協議を行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揚水設備の構造や設置場所に関する事項 ・要綱第2条第1, 2, 5, 6号に規定する書類に関する事項 ・その他市長が必要と認める事項 <p>○市長は、申請予定者に対し協議の結果を書面により通知するものとします。</p> |
| ホームページ | https://www.city.osaka.lg.jp/templates/kisoku_kohyo/kankyo/0000491564.html |
| 備考 | |